

事業者の皆さんへ

紀の川市では循環型社会の形成を実現するため、事業者に対して**事業系ごみの減量化・再資源化**をお願いしています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 抜粋（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

事業活動に伴って生じるごみをきちんと処分していますか？

事業活動に伴って生じる廃棄物は、事業者自らの責任と負担により適正に処理しなければなりません！

※ 事業活動とは、店舗・会社・工場・事務所など営利を目的とする活動だけではなく、病院・学校・官公署など、公共のサービス等の活動も含まれます。また事業者とは、業種の種類や営利目的の有無、規模の大小にかかわらず、全ての事業を営む者をいいます。したがって、個人の事業を営む者から会社、工場、神社、寺院、農業、公共施設などで事業を営む者まで全てが対象となります。

廃棄物（ごみ）

家庭系ごみ（一般家庭から生じた廃棄物）

事業系ごみ（事業活動に伴って生じた廃棄物）

事業系一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）

産業廃棄物（法令で定める廃棄物）

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の法令で定められた20種類のものをいいます。具体的には、事務所から出る弁当がら（廃プラスチック類）、空き缶、空きビン等があります。

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもので、具体的には、事務所から出る生ごみ、紙くずなどがあります。

事業系ごみの処理方法

産業廃棄物の処理

市の一般廃棄物処理施設（紀の海クリーンセンター）では産業廃棄物は処理できません。産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託するなど適正に処理してください。

詳しくは、和歌山県産業廃棄物担当課（073-432-4111代表）へお問い合わせください。



事業系一般廃棄物の処理

- ① 自らの施設（関係法令に適合した処理施設）において自己処理する。
- ② 自ら市の一般廃棄物処理施設（紀の海クリーンセンター）へ運搬し、市に処理を依頼する。
- ③ 一般廃棄物処理業許可業者（市から収集運搬業の許可を得た業者）と自ら契約し処理を委託する。
- ④ 自ら一般廃棄物処理業者（市から処理業の許可を得た業者）へ運搬し、許可業者に処理を委託する。
- ⑤ 市に収集・運搬・処理のすべてを依頼する。

※ただし、少量排出事業者で当該自治区長から家庭ごみ集積施設への排出の承認を得た場合に限る。

※少量排出事業者とは、1回のごみ排出量が市指定ごみ袋で3袋までの事業者です。

⑤の場合は別途届出が必要ですので、廃棄物対策課または各支所（鞆瀬出張所を含む）までお越しください。

詳しくは、廃棄物対策課までお問い合わせください。

紀の川市役所 市民部 廃棄物対策課 0736-77-0828（直通）

循環型社会形成の実現には、市民・事業者・行政が一体となって取り組まなければなりません。
皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

事業系一般廃棄物の処理方法について

① 自らの施設（関係法令に適合した処理施設）において処理する。

廃棄物処理施設については、県による設置許可などが必要となります。
いわゆる「野焼き」などは法律で禁止されています。

② 自ら市の一般廃棄物処理施設へ運搬し、処理を依頼する。

下記の手数料が持ち込み時に必要となります。

事業系一般廃棄物処理手数料

●可燃性一般廃棄物 → 100円/10kg	●不燃性一般廃棄物 → 100円/10kg
-----------------------	-----------------------

■紀の海クリーンセンター 紀の川市桃山町最上1290番地94

（広域施設組合）

＊ 持ち込み可能時間 月曜日から土曜日（ただし、1月1日から1月3日は除く。）
午前9時から午後4時まで

③ 一般廃棄物処理業許可業者（市から収集運搬業の許可を得た業者）と自ら契約し処理を委託する。

紀の川市一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者は下記の業者です。下記の者と契約して適正に処理してください。

株式会社大瀧商店 紀の川市田中馬場127番地7 TEL0736-77-7449

④ 自ら一般廃棄物処理業者（市より処理業の許可を得た業者）へ運搬し、許可業者に処理を委託する。

紀の川市一般廃棄物処理業（処分業・再生業）許可業者は下記の業者です。下記の者と契約して適正に処理してください。

ア) 株式会社真永 紀の川市神通200番地2 TEL0736-78-1711

木くず（再生利用可能なものに限る）

イ) 株式会社 井奥建材工業 紀の川市桃山町調月519番1 TEL0736-66-0457

木くず（再生利用可能なものに限る）、刈り草（主に堆肥原料として再利用すること）

ウ) 大栄環境株式会社 紀の川市粉河3186番地270 TEL0736-73-7756

処理業 ①廃プラスチック類 ②木くず ③ガレキ類 ④紙くず ⑤金属くず ⑥繊維くず

⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧ゴムくず ⑨刈り草

再生業 ①廃プラスチック類、②木くず、③紙くず、④ガラスくず

エ) 株式会社ヴァイオス 紀の川市桃山町調月2822番地6 TEL0736-66-9356

木くず

⑤ 市に収集・運搬・処理の全てを依頼する。 ⇒ただし、少量排出事業者に限る

市に届出が必要です。排出場所は地域の家庭ごみ集積施設となり、家庭ごみを収集する際にあわせて収集を行います。事業者専用の集積所は認められません。

なお、家庭ごみの排出・収集に支障をきたすことのないように1度に排出できる量をごみ袋3袋までと制限します。

その際、排出には市指定ごみ袋（事業系用）を使用してください。なお、事業系用ごみ袋には事業者名を必ず記入する必要があります。

市の指定ごみ袋（事業系用）は廃棄物対策課および各支所で販売しています。

家庭ごみ集積施設は当該自治区で管理されていますので、当該自治区長の承認を得てから排出してください。

1回につき4袋以上排出する事業者や、当該自治区長の了解を得られない事業者は「少量排出事業者」として取り扱いはいけませんので、別の方法により処理をしてください。